

江南市高齢者安全運転支援装置設置費補助金交付要綱

(通則)

第1条 江南市高齢者安全運転支援装置設置費補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、江南市補助金等交付規則（昭和31年規則第3号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、安全運転支援装置を購入し、設置する高齢者に対し、その購入設置に要する費用の一部を補助することにより、安全運転支援装置の普及を促進し、高齢者の安全運転に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 安全運転支援装置 国土交通省の性能認定を受けた後付けの急発進等抑制装置（ペダル踏み間違い急発進等抑制装置）で、安全運転支援装置取扱事業者の店舗等において設置するものをいう。
- (2) 補助対象者 次に掲げるすべての要件を満たす者をいう。
 - ア 令和2年度に満65歳以上となる者のうち、安全運転支援装置を設置しようとするもの
 - イ 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市が備える住民基本台帳に記録されている者
 - ウ 都道府県公安委員会が交付する有効な運転免許証（以下「運転免許証」という。）を保有する者
 - エ 安全運転支援装置を設置しようとする自動車の自動車検査証上の「使用者の氏名又は名称」に記載されている氏名と、運転免許証に記載されている氏名が同一である者
 - オ 自動車税又は軽自動車税の滞納がない者
 - カ 転売を目的として安全運転支援装置を設置しない者
 - キ 安全運転支援装置を設置する自動車を、個人の用途に供する者
 - ク 安全運転支援装置設置後1年以上その装置を使用する者。ただし、以下に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (ア) 天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で安全運転支援装置を処分する場合
 - (イ) その病気等の事由により自動車の運転が困難になった場合及び運転免許証を返納した場合
 - (ウ) その他市長が認めた場合
- ケ 江南市暴力団排除条例（平成24年6月28日江南市条例第17号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有していない者
- コ 安全運転支援装置の機能と適切な使用方法について、店舗等から説明を受けた者
- サ 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていない者
- シ 安全運転支援装置設置後に発生した事故や車両の故障等について、県及び市が一切の責任を負わないことについて了承した者
- (3) 安全運転支援装置取扱事業者 安全運転サポート車普及促進事業費補助金交付規程（経済産業省令和2年3月9日施行）に基づき一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が行う事業のうち、センターが後付け装置取扱事業者として認定し、かつ愛知県内に店舗等を有する事業者をいい、以下の要件を満たすものをいう。
- ア 店舗等において、安全運転支援装置の販売及び設置に際し、当該装置の機能、動作条件及び適切な使用方法について、補助対象者に説明することができる体制を有すること。
 - イ 江南市暴力団排除条例（平成24年6月28日江南市条例第17号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有していないこと。
- (4) 店舗等 次のいずれにも該当するものをいう。
- ア 原則として、安全運転支援装置取扱事業者又は安全運転支援装置取扱事業者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）が運営するもの
 - イ 安全運転支援装置の販売及び設置を行うことができる設備及び体制を有するもの
- (5) 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（自動二輪車を除く。）をいい、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 安全運転支援装置を設置することが可能であること。

イ 自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されていること。

(6) 補助対象経費 補助対象者が安全運転支援装置を購入し、設置するために要する費用(センターから交付を受ける補助金及び設置に際して行った自動車の故障箇所の修理若しくは補修又は改良若しくは改造に係る費用を除く。)をいう。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に5分の4を乗じて得た額以内とし、次の各号に掲げる装置の機能の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

(1) 障害物検知機能付きペダル踏み間違い急発進抑制装置等(センサー有り) 32,000円

(2) ペダル踏み間違い急発進抑制装置(センサー無し) 16,000円

2 前項に規定する額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当分を含む。

4 補助金の交付は、補助対象者1人につき1基限りとする。

5 補助対象は、令和2年4月1日以降に購入し、設置したものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「補助事業者」という。)は、交付申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 自動車検査証の写し

(2) 自動車運転免許証の写し

(3) 安全運転支援装置の購入設置に要する費用の見積書の写し(補助事業者と安全運転支援装置の設置に係る契約を締結した者(以下「施工業者」という。)の発行したものに限る。)

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第6条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金の交付を決

定し、交付決定通知書（様式第2）により補助事業者に通知するものとする。

（変更等の申請等）

第7条 補助事業者は、補助対象事業の内容を変更又は中止若しくは廃止しようとする場合は、あらかじめ変更（中止・廃止）申請書（様式第3）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更をきたさない場合における、補助目的を損なわない事業計画の細部の変更については、この限りではない。

2 市長は、前項の承認をする場合は、変更交付決定通知書（様式第4）により行うものとし、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（実績報告）

第8条 第6条の規定による交付決定通知又は前条第2項に規定する変更交付決定通知を受けた補助事業者は、補助事業が完了したときは、令和3年1月31日までに実績報告書（様式第5）及び店舗等が発行する安全運転支援装置販売・設置証明書（様式第6）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

（1）施工業者が発行する安全装置の名称、補助対象経費及び設置日が確認できる書類の写し

（2）補助事業に係る領収書の写し

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その審査を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金の額の確定通知書（様式第7）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 補助事業者は、前条による額の確定通知書を受領後、速やかに請求書（様式第8）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書に基づき、補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、当該決定の全部又は一部を取り消すことができ、既に交付した補助金がある場合は、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助対象事業を中止又は廃したとき。

(雑則)

第12条 この要綱の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月23日から施行し、令和2年4月1日から適用する。